

郡山市介護資格取得支援助成金交付要綱

平成28年 3 月30日 制定

平成28年 7 月 5 日 一部改正

平成29年 3 月22日 一部改正

平成31年 4 月 1 日 一部改正

令和元年12月 2 日 一部改正

令和 3 年 4 月 1 日 一部改正

令和 3 年11月 1 日 一部改正

令和 6 年 2 月26日 一部改正

令和 7 年 4 月 1 日 一部改正

[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員の確保並びに既に就労している介護職員の資質の向上及び職場への定着を図るため、介護職員として従事することを希望する者又は市内の介護サービス事業所に就労している者が、介護職員初任者又は介護福祉士実務者の資格を取得するために受講する研修に係る費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第7条の2の基準を満たす施設において行われる養成課程をいう。
- (2) 一般求職者 公共職業安定所に求職登録をした者をいう。
- (3) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する全日制、定時制及び通信制の高等学校、特別支援学校の高等部並びに専修学校の高等課程をいう。
- (4) 大学等 学校教育法に規定する大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (5) 介護サービス事業所 次に掲げる事業を提供し、又は当該事業に係る施設を運営するもののうち市内に所在する事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業
 - イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業
 - ウ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業
 - エ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業
 - オ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業

カ 法第 115 条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業及び同号ロに規定する第 1 号通所事業

キ その他、市長が定める福祉サービス事業又は保健医療サービス事業

(6) 介護員養成研修事業者 介護保険法施行令（平成10年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する介護員養成研修事業者をいう。

（対象者）

第 3 条 助成金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 一般求職者

(2) 高等学校等の最終学年及びその前学年（特別支援学校にあっては高等部、専修学校にあっては高等過程の最終学年及びその前学年）にある者（以下「高等学校等の生徒」という。）

(3) 大学等の学生

(4) 市内の介護サービス事業所と雇用契約を締結し就労している者

2 前項の場合において、交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日以前から市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 市税（市民税（個人県民税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び国民健康保険税をいう。）の滞納がないこと。

3 交付対象者が高等学校等の生徒である場合には、前項の要件に加えて、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 介護の分野の就職を希望し、研修を修了する意欲及び能力を有する者として所属する高等学校等の長の推薦を受けていること。

(2) 所属する高等学校等の授業等において、介護職員初任者の資格の取得のための研修を受ける機会のないこと。

4 交付対象者が大学等の学生である場合においては、第 2 項の要件に加えて、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 介護の分野に就職することを希望していること。

(2) 所属する大学等の授業等において、介護職員初任者又は介護福祉士実務者の資格の取得のための研修を受ける機会のないこと。

（助成対象経費及び助成額等）

第 4 条 助成金の交付対象となる経費は、研修に要する受講料及び教材費とし、入会金、交通費、保険料、分割払の場合における手数料、修了評価不合格者の追試等に係る追加費用、還付金等は、助成金の交付対象となる経費から除くものとする。

2 助成金の額は、対象経費の 5 割の額（その額に 1,000 円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた額）とし、それぞれの研修について、1 回当たり 50,000 円を限度とする。

（助成金の申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修の受講を開始する前に、郡山市介護資格取得支援助成金交付申請書（第 1 号様式。以下「助成金交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 対象講習内容及び対象経費が記載されたパンフレット等の写し

- (2) 申立書兼個人情報利用及び調査に係る同意書（第2号様式）
- (3) 一般求職者の場合は、ハローワークカード等現在求職活動中であることを示す書類の写し
- (4) 高等学校等の生徒及び大学生等の学生については学生証の写し
- (5) 介護サービス事業所で就労している者については就労を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の規定による申請について変更が生じた場合は、申請者は速やかに市長に届け出なければならない。

（交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に認める場合については、この限りでない。

- (1) 申請した年度内に研修を修了すること。
- (2) 助成金の交付対象となる経費について、申請者が他からの助成その他の支援を受けていないこと。
- (3) 第4条に規定する受講料等を第10条に規定する研修修了報告書を提出するまでに支払を終えていること。この場合において、分割払の場合は、手数料相当分についても支払を終えていること。
- (4) 申請者が一般求職者である場合には、研修を修了後、介護サービス事業所において就労すること、又は介護サービス事業所より内定を得て就労予定であること。ただし、介護サービス事業所と雇用契約を締結している者に限る。

（交付の決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、規則第7条の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（交付決定取消しの申立て等）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、研修の受講を取りやめる場合又は申請した年度内に研修を修了する見込みがなくなった場合は、郡山市介護資格取得支援助成金交付決定取消願書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取消願書が提出されたときは、当該助成金の交付決定を受けた者に係る交付決定を取り消すものとする。

（軽微な変更の範囲）

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
 - (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更
- （修了報告書の提出期限）

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、研修が修了したときは、郡山市介護資格取得支援研修修了報告書（第4号様式。以下「研修修了報告書」という。）を、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日を越えてはならない。

（修了報告及び助成金交付請求）

第11条 前条に規定する研修修了報告書には、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 研修の修了を証する書類の写し

(2) 資格の取得に要した費用の領収書等

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 助成金の交付決定を受けた者が、介護員養成研修事業者に対し、クレジットカード会社を介して第4条に規定する経費を支払う契約を締結した場合は、前項第2号に規定する書類に代えてクレジット契約証明書を添付するものとする。

3 助成金の交付決定を受けた者が一般求職者である場合には、第1項に規定する書類に加え、介護サービス事業所が発行する就業又は内定を証する書類を添付するものとする。ただし、内定を証する書類を提出した場合は、申請翌年度の4月末までに就業を証する書類を提出するものとする。

(額の確定及び通知)

第12条 市長は、第10条に定める報告書の提出があった場合は、その内容を審査し交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により通知し、助成金を交付するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が第10条及び第11条第3項に定める期限内に同条に定める研修修了報告書を提出しないときは、当該助成金の交付決定を受けた者に係る交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽り或其他不正な手段により助成金を交付する旨の決定を受けたことが判明した場合は、交付決定を取り消し、助成金を返還させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日より前に研修の受講を開始し、平成28年度中に当該研修を修了する予定の者については、第5条の規定に関わらず研修受講開始後であっても申請することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行し、改正後の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

郡山市介護資格取得支援助成金交付申請書

郡山市長

次のとおり、関係書類を添えて介護資格取得支援助成金の交付について申請します。

		申請年月日		年 月 日	
申請者	フリガナ				
	氏 名			生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒 日中連絡が取れる電話番号			
	学 校 名 ・ ク ラ ス 名			担 任 氏 名	
保護者	フリガナ	生 年 月 日		年 月 日	
	氏 名	申請者との関係			
	住 所	〒 日中連絡が取れる電話番号			
介護員養成研修事業者		所 在 地	〒 電話番号		
		名 称			
		受 講 申 込 日 又は 申 込 予 定 日	年 月 日		
研 修 講 座 名		介護職員初任者研修 ・ 介護福祉士実務者研修			
研 修 予 定 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
①受講料及び教材費 （助成対象経費）		円			
交付申請額 ①の5割（50,000円限度）		1,000円未満の端数切捨てる。 円			

- 備考 1 学校名・クラス名欄、担任氏名欄は高等学校等の生徒のみご記入ください。
2 保護者欄は、申請者が高校生等の場合のみご記入ください。

私は、介護分野への就職を希望していますので、介護職員初任者研修／介護福祉士実務者研修を受講いたします。

(本人署名欄)

以下高等学校等在学生の方のみ学校長が記入

上記の者は、介護分野への就職を希望しており、介護職員初任者研修／介護福祉士実務者研修を修了する意欲・能力を有していると認められるので、推薦いたします。

(学校名欄)

(学校長記名欄)

第2号様式（第5条関係）

郡山市長

申立書 兼 個人情報利用及び調査に係る同意書

私は、郡山市介護資格取得支援助成金の交付申請額について、他のいかなる助成も受けていないこと及び返還金等があった場合はすみやかに変更申請することを申し立てます。

また、市が市役所内他課、公共職業安定所、介護員養成研修事業者、就業・内定事業所等に対し費用の助成に係る確認を行うために、個人情報を利用し調査することについて同意いたします。

年 月 日

住所 郡山市

氏名

郡山市介護資格取得支援助成金交付決定取消願書

郡山市長

介護資格取得支援助成金の交付決定を受けましたが、下記の理由により、交付決定を取り消し願います。

			申請年月日	年 月 日
申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所	〒 郡山市 電話番号		
	学 校 名 ・ ク ラ ス 名		担任氏名	
保護者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	保護者氏名			
	住 所	〒 電 話 番 号		

※保護者欄は、申請者が高校生等の場合のみご記入ください。

交付決定取消願の理由
☐ 研修の受講を取りやめるため
☐ 申請した年度内に研修を修了する見込みがなくなったため
☐ その他（ ）

以下高等学校等在学生の方のみ学校長が記入

上記の者が交付決定の取消しを申し立てることを確認しました。	
(学校長記名捺印欄)	学校名
	職氏名

郡山市介護資格取得支援研修修了報告書

郡山市長

郡山市介護資格取得支援助成金の交付決定を受けた資格を取得したので、次のとおり報告します。
なお、申請以降還付金等は発生しておりません。また、今後還付金等が発生した場合には速やかに届け出ます。

		申請年月日		年 月 日	
交付決定金額		円			
申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏 名				
	住 所	〒 日中連絡が取れる電話番号 郡山市			
保護者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	保護者氏名				
	住 所	〒 日中連絡が取れる電話番号			
介護員養成研修事業者	所 在 地	〒 電話番号			
	名 称				
研修期間	年 月 日 から 年 月 日まで				
支給申請額	円				

- 備考 1 氏名欄、保護者氏名欄には、助成金申請時に提出した郡山市介護資格取得支援助成金交付申請書（第1号様式）に押印したものと同一印鑑を押してください。
2 保護者欄は、高校生等の方のみご記入ください。

下記口座に振り込んでください。

振込 口座 記入 欄	銀行	本店	種 別	口 座 番 号
	信用金庫	支店	1 普 通	
	信用組合	出張所	2 当 座	
	農協		3 その他 ()	
	フリガナ			
	口座名義人			

- ※ 金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義人が確認できるよう、通帳の写しを添付してください。
※ インターネット銀行の口座を指定される場合、通帳の代わりにキャッシュカードの写しを添付してください。
※ 振込みは支払額全額となります。一部のみを振込みする取扱いはありません。